



建築人

2

2015

およそ二〇年ぶりになるだろうか。昨年暮に前川國男晩年の代表作として知られる熊本県立美術館に立ち寄る機会があった。その際、二〇一一年三月の九州新幹線開通により、新大阪から直通で約三時間という近さになっていたことにまず驚かされた。また、新幹線開業にあわせ再開発が急ピッチで進められているのだろう。東口の駅前には区画整理で高層ビルが立ち並び、かうじて残る古い駅舎と路面電車以外は、かつて訪れた街はほとんど姿を消していた。

駅舎から伸びる真新しい雲型のコンクリート製の大きな庇（設計・西沢立衛）の下から出る、路面電車に乗って約十五分、熊本城近くの電停で降りると、遠くに石垣と天守閣が見えてくる。日本三名城として国の特別史跡にも指定された熊本城は、旧城域が約九十八haの広さを持つ。一八七七年の西南戦争の際、天守閣と本丸御殿など主要建造物は焼失したが、精緻な石垣と宇土櫓や長塀などが今も往年の姿を伝える。

しかし、今回久方ぶりに訪れて驚いたのは、築城四〇〇年にあたる二〇〇七年に合せて、本丸御殿大広間や南大手門など、六つの建造物が次々に復元され、さらに、手前には、飲食店と土産店が入る巨大な和風の文化交流施設が建設されていたことだ。こうなると、どれがオリジナルでどれが復元なのか、歩いていて不安になり、全体がテーマパークのような印象を与えかねない。後で知った新聞報道によれば、文化庁から「史跡保護の視点に欠ける」と厳しく批判され、続く復元工事は中断しているという。それでも、深い掘割と石垣が織りなす景観は不動の力強さを醸し出していた。

この美術館は、熊本城本丸の西側に広がる二の丸公園の一角に、天守閣と遠く

対峙する位置に計画された。設計が進められたのは、一九七二年四月から翌年の三月までだったが、オイルショックによる建設費の高騰から建設工事の発注は一年後に延期されてしまう。そんな中、前川は、何を考えていたのだろうか。そのことをうかがい知ることのできる発言の記録が残されている。「建築はどうなる」というテーマで、設計中に横文彦と行われた公開対談だ。その中で、前川は次のように語っていた。

記憶の建築 松隈 洋

熊本県立美術館 1977 年
熊本城と対峙する堅固さの意味



エントランスコートから熊本城を望む



吹抜けホール越しにテラスを見る

は、今日ある意味で一番えらい建築家というのは、何も建てない建築家だと、そういう逆説の成り立つそういう時代じゃないかと時々思います」という言葉だった。ここには、戦前以来、堅実な近代建築を求めて地道な努力を続けてきた前川が、だからこそ直面した根本的な懐疑、建築を建てることと良い環境を創ることにつながるのか、という自省の思いが吐露されている。そして、熊本県立美術館の設計にあたっての抱負についても、この対談に先立つ時期に、

次のように述べていたのである。

「設計をどうするかは、すべてこれからだが、立派なお城のある特別史跡内での仕事は初めてでもあるし、大問題だ。責任の重大さを痛感する。（中略）自然環境をいかにスポイルせずに建てるか、設計のポインントはこれに尽きる。都市という都市が建物に埋められつつある『建築公害』の時代だけに、建てることより空き地をつくるのが大切。こんな逆説が説得性を持つよう

な状況で『自然と人工』は、私自身数年来の深い問題意識だった。思い悩んでいるが、むずかしいテーマだ。」（『熊本日日新聞』一九七二年三月三〇日）

担当者の一人、中田準一の書き留めた設計プロセスのメモ（『建築文化』一九七八年一月号）によれば、設計チームが現地を訪れた際、「石垣の重なる姿」に深く感動したことが設計の「原風景」になったという。また、与えられた敷地には、「二十mを超えるクスノキやエノキの大樹が林立」し、「土塁」と称する土手が緑のベルトを形成していた。そこで、設計に取りかかるにあたって、まず油粘土で敷地模型が作られた。そして、それを前にした前川は、「何も言わず、何日も眺めていた」という。おそらく、前川は、先の発言にもあったように、建築が自然環境と調和するためにどうあれば良いのか、と自問自答していたに違いない。

こうして、既存の樹木と土塁を守りつつ、地形自体が持つ律動的な流れを室内にそのまま持ち込む空間構成が目指されていく。その途上、前川は、「流れるようなプランに！」とスタッフに言い残して席を立ったという。訪れてみると、完成した建物は、そのような設計プロセスと意図を素直に実現させていることが読み取れる。そこには、敷地に馴染みながら確かな骨格によって内外の空間が融合し、静かな時間だけが流れていた。また、熊本城の歴史への敬意とそのたたずまいを継承しようとする意志も感じられた。そして、現代が失ったものとは何か、そんな問いかけも聞こえてくる。

松隈 洋

京都工芸繊維大学教授、博士（工学）。一九五七年兵庫県生まれ。一九八〇年京都大学卒業後、前川國男建築設計事務所に入所。二〇〇八年十月より現職。

INFORMATION については本会ホームページにも掲載されています。
本会ホームページの WEB 申込システムから簡単に申込みができます。【詳細は大阪府建築士会ホームページ】http://www.abo-osakafu.or.jp/ まで

Sponsorship

建築士会からのお知らせ

本会における既存建築物耐震診断等評価業務

本会では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、建築構造の専門家で構成する「建築物耐震評価委員会」を組織し、平成26年1月より建築物耐震評価業務を実施しております。
公立学校施設や沿道建築物などの耐震不適格建築物について、申込者が検討した建築物の耐震診断及び耐震補強計画について、専門的観点のもとに審査・審議を行い、妥当であると認める申込案件に対して評価書を交付します。スピーディな審査を心掛けますのでどうぞご活用ください。

（業務内容）
耐震診断報告書の審査、評価
耐震補強計画案の審査、評価 等
（対象建築物）
公共・民間等の建築種別、用途、規模、構造種別は問いません。また、他府県の建築物も対象としております。
（会員特典）
申込者又は診断等実施者が本会会員の場合は、評価手数料の10%割引があります。
詳細は、本会ホームページをご覧ください。

入居者・スタッフ目線で見た「高齢者居住施設セミナー」 2/18 CPD 2単位

高齢者を取り巻く環境は年々変化し続けています。そういったポイントを抑えながら、スタッフや入居者の視線から居住施設で起こる事例を徹底検証・解析し、設計配慮のポイントを説明します。会員の方はもちろん一般の方の参加も大歓迎です。

日時 2月18日(水) 15:00～17:00
会場 LIXIL ショールーム大阪
大阪市北区大深町4-20
グランフロント大阪タワーA 11階
講師 矢作 聡 すまいづくりネット主宰
(福祉環境アドバイザー)
定員 60名(申込み先着順)
参加費 無料 締切 2月10日(月)

第43回会員作品展 募集のご案内

全国の建築士会会員の創意と努力に満ちた建築作品を募集、連合会HP等で紹介し、会員相互の技術を高めていくことを目的とします。その中から特に秀でた建築作品を「平成27年日本建築士会連合会賞」として、その作品の設計者である建築士会会員を表彰します。
■応募要項(抜粋)
1. 応募対象
平成24年以降に竣工し、検査済証の交付を受けた建物で、その種類、規模等は問わない。
応募時に建築士会の正会員である者に限る。

2. 応募締切 2月20日(金)[当日消印有効]
3. 提出先 日本建築士会連合会
4. 作品審査委員会
委員長 村松映一
(横村松映一建築計画室主宰)
委 員 (50音順)
石山修武 (STUDIO GAYA代表)
岸 和郎 (京都大学教授)
櫻井 潔
(横櫻井潔建築設計事務所・ETHNOS代表)
竹原義二 (無有建築工房代表)
難波和彦 (横難波和彦・界工作舎代表)
松川淳子
(横生活構造研究所取締役特別顧問)
※応募の詳細については、日本建築士会連合会HPをご覧ください。
問合 (公社)日本建築士会連合会
Tel.03-3456-2061
http://www.kenchikushikai.or.jp

第7回建築人賞 第一次審査会(公開) 2/21

「建築人」の Gallery に掲載された建築作品を対象に社会性、芸術性、時代性を考慮して、顕彰、公表することにより建築技術の進展、建築文化の向上に資することを目的として「建築人賞」を実施しています。「第7回建築人賞」では、審査委員長・古谷誠章のご参加の元、第一次審査を公開で実施いたします。
審査委員長 古谷誠章 (建築家・早稲田大学教授)
日時 2月21日(土) 13:30～17:30
(開場13:00)
会場 いちょうホール
大阪市中央区本町4-1・13御堂ビル1階
定員 100名(当日先着順申込不要、入場無料)
http://www.abo-osakafu.or.jp/info/1501/index06.html

建築士法にもとづく建築技術講習会 建築設計のためのBIM活用講習会 2/26 CPD3単位

建築設計業務において、コンピュータで仮想の3Dモデルを作りながら設計するBIM(ビルディング・インフォメーション・モデリング)という設計手法が急速に普及し始めています。本講習会では、実際にBIMを活用している設計事務所から講師を迎え、メリットや導入方法の解説をはじめ、「手法や作成時間」「どこまで自動処理ができるのか」「2D-CADやCGとの違い」といった様々な疑問を解消します。また、ソフトウエア大手4社による比較解説も行います。
日時 2月26日(木) 13:00～16:45
会場 大阪府建築健会館6階
内容 建築設計業務におけるBIMの活用体験段階、BIMソフトの導入・運用とソフトの最新情報等、PCでのデモ体験
定員 150名(定員に達し次第締切)
受講料 主催・後援団体会員1,000円
一般3,000円(資料代含む)
協賛 エアードエー株式会社 (Vectorworks)
オートデスク株式会社 (Revit)
グラフィソフトジャパン株式会社 (ArchiCAD)
福井コンピュータアーキテクト株式会社 (GLOOBE)

建築士の会 南河内 「菅田中学校円形校舎解体お別れ見学会・菅田八幡宮・応神天皇陵周辺見学」 2/28 CPD3単位 (予定)

今回は昭和31年に建設された菅田中学校の円形校舎棟の見学会を開催いたします。円形校舎は、昭和30年代に多く建てられました。しかし、現在はその多くが築50年を経て、解体されています。見学する円形校舎も新校舎建設に伴い、夏に解体されます。昭和の名建築を見る良い機会ですので、是非、ご参加ください。
とき 2月28日(土) 13:00～17:00
募集 30名(申込先着順)
参加費 1,000円(資料代含む、入館料別)
行程 13:00～ 古市駅改札前集合・受付
13:30～15:30 菅田中学校円形校舎見学
(新校舎は外観のみ見学可)
16:00～17:00 菅田八幡宮境内見学
(本殿・宝物殿・太鼓橋等)
17:30～19:30 懇親会
※懇親会参加の場合は、別途会費要
※参加証は実施1週間前に出状予定です。

建築士法にもとづく建築技術講習会 外装タイルの剥落の課題と対策 3/6 CPD3単位

タイルは建築の外装として魅力ある材料ですが、剥離・剥落が大きな課題となっております。そのため、対策として業界全体で新工法の開発が取り組まれています。今回の講習会を機にあらためてタイルの歴史をたどりながら、新工法を提案させていただき、設計・施工に役立てていただければと考えております。
日時 3月6日(金) 13:25～16:50
会場 大阪府建築健会館6階
内容 タイルの基礎知識、外装タイルの剥離・剥落の原因と対策、外装タイル・タイル下地施工の留意点
定員 150名(定員に達し次第締切)
受講料 主催・後援団体会員3,500円、
一般5,500円(テキスト代含)

省エネ申請に不可欠!CADを使用した外皮計算 3/10 CPD2単位 (予定)

昨年12月27日閣議決定した「エコリフォームに対して様々な商品と交換できる省エネ住宅ポイント」(2014年度補正予算)や省エネ木造住宅に対する補助制度の地域グリーン化事業に必要な建物外皮(外壁・屋根・天井・床・窓)の断熱計算の方法を説明します。また省エネに関わる制度変更を今後のロードマップを使って詳しく説明します。
日時 3月10日(火) 講義18:00～19:30
ミニ懇親会 19:30～20:30
会場 おおさかATCグリーンエコプラザ
大阪市住之江区南港北2-1-10
ATCITM棟11階西側
参加費 会員1,500円 会員外2,000円
(ドリンク・フード付)
定員 60名(申込み先着順)
セミナー概要
第一部(18:00～19:00)
「省エネに関わる制度のロードマップ」

講師 ハウスプラス住宅保証㈱
マネージャー 吉本圭佐
第二部(19:05～19:30)
「CADを利用した外皮計算の実例」
講師 福井コンピュータアーキテクト㈱
上席主任 木瀬憲和

平成26年度建築士定期講習 3/25 CPD6単位

本年度最後の定期講習です。
建築士事務所に所属の一級・二級・木造建築士で、平成23年度に本講習を受講された方が対象です。尚、平成23年度以前に建築士試験に合格し本講習を未受講の方も、本年度中に必ず受講してください。
日時・会場 3/25(水) 9:30～17:30
大阪国際会議場、定員600名
会場コード5C-53
申込締切日 2/27(金) 申込書必着
※大阪での申込受付は簡易書留での郵送のみです。
※定員に達し次第、受付を終了します。
受講料 12,960円(消費税込)
申込書配布・受付場所
大阪府建築士会事務局
大阪府建築士事務所協会事務局

事務局からのお知らせ ホームページ会員名簿更新について

当会ホームページ掲載の会員名簿の内容を本年3月に更新する予定としております。
ホームページへの掲載を希望されない方は、2月27日(金)までに事務局までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。
ホームページ会員名簿掲載事項
①氏名 ②建築士級別(正会員ののみ)
③CPD登録の有無 ④専攻建築士種別

■ 本会の催し参加問合・申込先
大阪府建築士会事務局
〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-17
高田屋大手前ビル5階
TEL.06-6947-1961 FAX.06-6943-7103
メール info@abo-osakafu.or.jp
HP http://www.abo-osakafu.or.jp/

Administration

行政からのお知らせ

「近畿建築行政会議 建築基準法共通取扱い集」にかかる質問と回答の公表について

近畿圏内の特定行政庁及び指定機関から構成する近畿建築行政会議では、平成26年5月1日に「近畿建築行政会議 建築基準法共

通取扱い集」を発刊し説明会を開催しました。説明会後の共通取扱い集に対する質問への回答を取りまとめ、大阪府建築士会のホームページで公表しています。

具体の運用については審査機関、特定行政庁まで、共通取扱い集の取り組みについては下記の近畿建築行政会議総則部会事務局までお問い合わせください。

問合 近畿建築行政会議総則部会事務局
大阪府住宅まちづくり部建築指導室
審査指導課 確認・検査グループ
Tel.06-6941-0351(内線3026)

Others

その他のお知らせ

明治・大正・昭和の建築家、建築史家先生の年賀状展 2/14～2/21

村野藤吾、西山卯三、稲垣栄三、関野克、太田博太郎、伊藤ていじ、村松貞次郎、遠藤久久他
の年賀状を展示します。
日程 2月14日(土)～2月21日(土)
会場 堺市立東図書館(南海高野線北野田駅前)
問合 明治建築研究会
Tel.090-4289-1492

プレストレストコンクリート造建築物の性能評価型設計施工指針 (大阪開催) 2/20

日本建築学会では、「プレストレストコンクリート造建築物の性能評価型設計施工指針(案)・同解説」の主要内容を的確に把握いただくための講習会を実施します。
主催 日本建築学会構造委員会プレストレストコンクリート構造運営委員会
日時 2月20日(金) 11:00～16:30
会場 エル・おおさか(大阪府立労働センター)5階視聴覚室
大阪市中央区北浜東3-14
定員 100名
参加費 本会会員18,000円(テキスト代含)
問合 (一社)日本建築学会近畿支部
Tel.06-6443-0538

幻燈で見る懐かしい大阪の明治・大正・昭和の建築2 2/21

建築は、それぞれの時代を雄弁に物語る歴史の生き証人です。身近な建築の美しさの再発見をしませんか。
日時 2月21日(土) 11:00～
会場 堺市立東図書館(南海高野線北野田駅前)
講師 明治建築研究会代表 柴田正己
問合 明治建築研究会
Tel.090-4289-1492

第31回茶室見学会 廣誠院 2/21

廣誠院は、薩摩藩の普請責任者である伊集院兼常が営んだ屋敷で、茶室は賀茂川の水を引いた流れの上に浮かぶ珍しい造りとなっています。今回も中村先生ならではの貴重なお話とともにお楽しみください。
日時 2月21日(土) 14:00～16:30(予定)
講師 中村昌生(京都工芸繊維大学名誉教授)
見学先 廣誠院
京都市中京区河原町通二条下ル東入ルー・船入町538-1

集合 現地(最寄駅:京阪 三条・京都市営地下鉄東西線 京都市役所前)
定員 30名(申込み多数の場合は日本建築協会個人会員最優先の先着順)
参加費 一般5,000円
締切 2月9日(月)
申込 ①催し名「茶室見学会」、②氏名、③日本建築協会会員・一般の別、④職場名、⑤参加証送付先住所、⑥連絡先電話番号を明記しFAXまたはE-mailにて下記まで申し込みください。
申込・問合 (一社)日本建築協会(藤巻)
Tel.06-6946-6981
Fax.06-6946-6984
E-mail:jigyoka@aaj.or.jp

「コンクリートの調査設計指針ならびに品質管理指針」改定講習会 (大阪開催) 2/25

日本建築学会では、近年、コンクリートの調査設計や品質管理を取り巻く様々な環境が大きく変化したことから、約15年ぶりに調査設計指針及び品質管理指針の大幅な見直しを行いました。同指針の改定講習会を実施します。
主催 日本建築学会材料施工委員会鉄筋コンクリート工事運営委員会
日時 2月25日(水) 9:30～16:30
会場 大阪科学技術センター4階401号室
大阪市西区靱本町1-8-4
定員 100名
参加費 本会会員18,000円(テキスト代含)
問合 (一社)日本建築学会近畿支部
Tel.06-6443-0538

建築物の防火・避難対策と建築基準法、消防法における防災関係規定講習会 (大阪開催) 3/2

日本建築防災協会が、例年、建築物防災週間協賛行事として開催しています「建築防火・防災」講習会です。
主催 (一財)日本建築防災協会
日時 3月2日(月) 13:00～16:45
会場 大阪府建築健会館6階ホール
大阪市中央区和泉町2-1-11
内容 ・建築物の防火・避難対策について
・建築基準法における防災関係規定と防・耐火構造・材料について
・消防法における消防用設備の設置・維持に関する規定について
定員 150名

受講料 7,000円(テキスト代含)
申込締切 2月23日(月)
但し、定員になり次第締切
問合・申込 (一財)日本建築防災協会
Tel.03-5512-6451
http://www.kenchiku-bosai.or.jp/workshop/index.html

「建築物荷重指針」改定講習会 (大阪開催) 3/5

建築物荷重指針・同解説は、最新の研究成果・建築設計環境の変化への対応を盛り込み、2015年に第5版が刊行されます。特に現在の構造設計に合わせた改定、津波荷重と衝撃荷重という新しい対応への方針、東日本大震災の被害からの教訓なども組み入れた改定が行われたのが今回の特徴です。この「建築物荷重指針・同解説」改定版をテキストに講習会を実施します。
主催 (一社)日本建築学会
日時 3月5日(木) 10:20～17:30
会場 大阪科学技術センター8階大ホール
大阪市西区靱本町1-8-4
受講料 本会会員15,000円(テキスト代含)
定員 280名
問合 (一社)日本建築学会近畿支部
Tel.06-6443-0538

「建物の火害診断および補修・補強方法指針」改定講習会 (大阪開催) 3/6

日本建築学会防火委員会では、2010年に「建物の火害診断および補修・補強方法指針(案)・同解説」を刊行し、この指針(案)の講習会での様々なご意見と指針化への強いご要望を受けて、5年の歳月をかけ議論・検討を重ね、今般、同会の指針として発行しました。本指針の講習会を実施します。
主催 (一社)日本建築学会防火委員会
日時 3月6日(金) 13:00～16:45
会場 大阪科学技術センター403室
大阪市西区靱本町1-8-4
受講料 本会会員11,000円(テキスト代含)
定員 60名
問合 (一社)日本建築学会近畿支部
Tel.06-6443-0538

大阪市立美術館 コレクション展 1/10～2/8

■天来 一降り来たる神仏—
人々の願いや祈りに応じ、時として神仏はこの世へと降り立ちます。往生者を迎えに来る来迎図の阿弥陀聖衆、釈迦の元に向かう涅槃図の摩耶夫人。彼岸と此岸がつながる様々な瞬間、天からあらわれる神仏の姿をご覧ください。
■平成26年新指定重要文化財特集
一狩野派の山水・花鳥図屏風—
田万コレクションの狩野宗秀筆「四季花鳥図屏風」と兵庫・太山寺の寄託作品「四季山水図屏風」が、新たに重要文化財に指定されました。両作品を含む室町～桃山時代の狩野派に

よる山水・花鳥図屏風を特集展示します。
以下、コレクション展「天来一降り来たる神仏—」「一狩野派の山水・花鳥図屏風—」共通会期 開催中～2月8日(日)
時間 9:30～17:00(入館は16:30まで)
休館日 月曜(祝日の場合開館、翌平日休館)
会場 大阪市立美術館(天王寺公園内)
大阪市天王寺区茶臼山町1-82
入館料 一般300円
問合 大阪市立美術館
Tel.06-6771-4874
http://www.osaka-art-museum.jp/



重要文化財 涅槃図(部分)
南北朝時代・建武2年(1335)
大阪・長宝寺蔵

京都国立近代美術館 「現代美術のハードコアはじつは世界の宝である展 ヤゲオ財団コレクションより」 3/31～5/31

質・規模ともに世界トップクラスといわれるヤゲオ財団(台湾)の会長、ピーエール・チェン氏が25年をかけて収集した現代美術コレクションの中から、著名作家の代表作約70点を展示します。また、それらの作品を通し、現代美術とコレクター、美的価値と経済的価値、現代美術における西洋と東洋の関係を考える場とします。
会期 3月31日(火)～5月31日(日)
時間 9:30～17:00(金曜20時まで。入館は閉館30分前まで)
休館日 月曜(但し、5/4は開館)
観覧料 一般1,200円(前売1,000円)
会場 京都国立近代美術館
京都市左京区岡崎円勝寺町
問合 京都国立近代美術館
Tel.075-761-4111

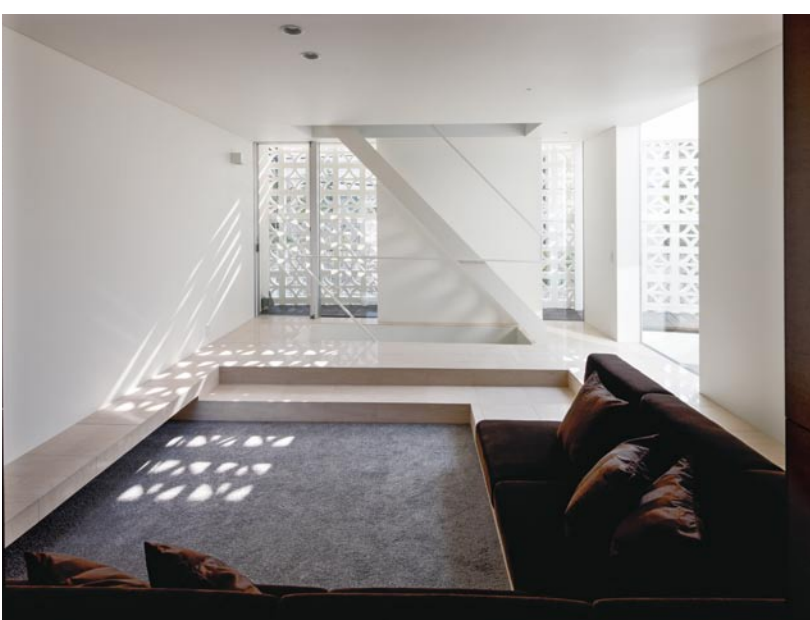
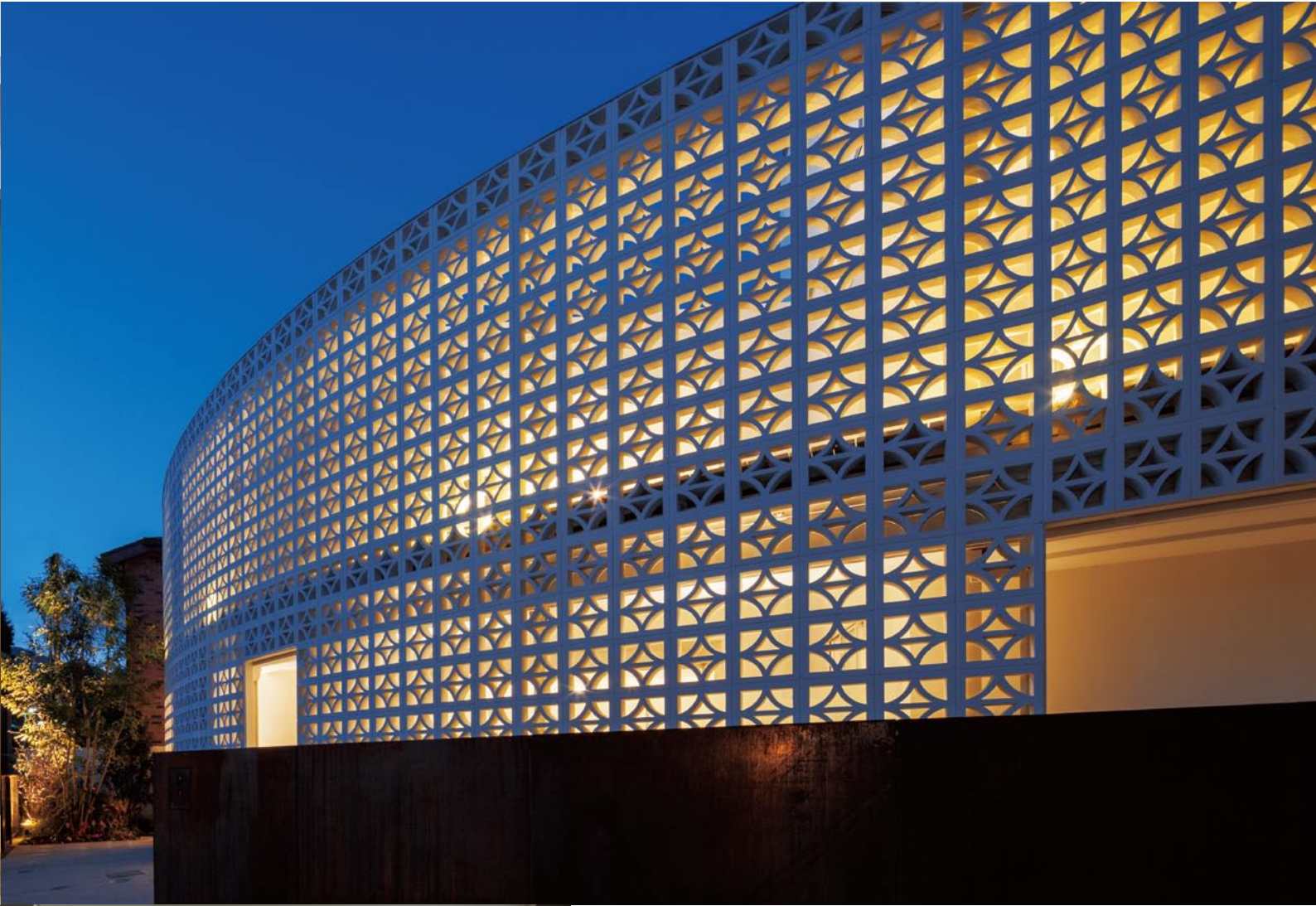


マーク・クイン《ミニチュアのヴィーナス》
2008年 ヤゲオ財団 ©Marc Quinn



宝塚市中山界限は昔から造園業が盛んでクライアントはそのような地で造園会社を営まれて、ご主人で3代目となる。そんな、みどりに緑深い情緒ある地での改装と耐震改修の計画である。構成は、1階にパブリックな空間と水廻り、2階には居室とウォークインクローゼットを設けている。お子様がまだ小さく、ご家族で過ごす時間が長いためLDKは一体的なものとし、レベル差をつけることで空間に動きと楽しさをもたらした。また、吹抜けを設けることで、リビングにいながら家族の存在を感じることができ、季節の移ろいを感じる光が差し込むため、様々な意味でこの住宅の中心を担う空間となっている。

所在地：宝塚市中筋
用途：専用住居
竣工：2014.11
構造設計：木構造建築研究所 田原
構造規模：木造
敷地面積：523.12㎡
建築面積：159.67㎡
延床面積：254.17㎡
(うち、改修床面積216.99㎡)
写真：松村芳治



敷地は、車や人の往来の多い三叉路の角地で、住宅におけるプライバシーのとり方がこの住宅のファサードのキーワードとなった。道路の通行人との見る見られるの関係に曖昧性をもたせるような素材として、400角の花形ブロックを採用した。緩やかな敷地のラインに沿って配された花形ブロックによるライトスクリーンは、絶え間なく変化する自然光により多様な表情を見せている。中庭空間は、夏にはライトスクリーンにより暑い西日を砕き、水盤からの風で涼む。コンクリートや石の床は素足で快適に暮らすことのできる要素となる。また、冬には日中の太陽のダイレクトゲインを実現している。

所在地：西宮市殿山町
用途：専用住居
竣工：2011.12
構造設計：玉木建築設計事務所
構造規模：RC造
敷地面積：203.62㎡
建築面積：77.46㎡
延床面積：158.60㎡
写真：松村芳治

建築士賠償責任 補償制度（けんばい）

平成26年改定

新たな2つの補償

補償内容の拡大の声に応じて誕生した、新しい「けんばい」

これまでの「けんばい」では、建築物に外形的かつ物理的な「滅失・破損」のない場合には、原則として補償されませんでした。例えば、構造計算ミスにより建築物が建築基準法に達していなかった場合に、建築物に外形的かつ物理的な「滅失・破損」が発生していなければ保険の対象外でした。

平成26年4月より、「法令基準未達補償」および「構造基準未達補償」の2つの補償を追加し、「滅失・破損」が発生しない場合でも一定の基準を満たさなかったために生じる損害に対応できるように改定することに致しました。

改定のイメージ

起 因 設 計 す る 監 理 業 務 に	滅失・破損 あり		↑ 従来の けんばい ↓	↑ 本年度の 標準セッティング ↓
		建築設備が著しく機能を発揮できない場合の補償 (給排水設備、電気設備、空調設備、住宅の遮音性能)		
	滅失・破損 なし	法令基準未達補償 New ※補償対象外とすることも可能です。		
		構造基準未達補償 New		
				オプション

新たに追加された2つの補償

●法令基準未達補償

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損の有無にかかわらず、「所定の建築基準関連法令における基準」を満たさないことについての損害賠償責任を補償します。

●構造基準未達補償

建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損の有無にかかわらず、「建築基準法第20条1、2、3号建築物の構造基準」を満たさないことについての損害賠償責任を補償します。

※建築士賠償責任補償制度（けんばい）の改定についてご紹介したものです。保険の内容は建築士賠償責任補償制度のパンフレットをご覧ください。

公益社団法人 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館 5階 TEL:03-3456-3273 FAX:03-3456-2067
http://www.kenchikushikai.or.jp/

設計・監理リスクに備えた 建築士会会員のための補償制度

第7回建築人賞 第一次審査会（公開）

主催：公益社団法人 大阪府建築士会

公益社団法人 大阪府建築士会では

会誌『建築人』の Gallery に掲載された建築作品を対象に社会性、芸術性、時代性を考慮して、顕彰、公表することにより建築技術の進展、建築文化の向上に資することを目的として「建築人賞」を実施しています。

「第7回建築人賞」では、審査委員長・古谷誠章氏のご参加の元第一次審査を公開で実施することとしました。

皆様ご参加の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

審査委員長 古谷 誠章（早稲田大学教授）



1955年 東京都生まれ
1978年 早稲田大学理工学部建築学科卒
1980年 早稲田大学大学院修了
1986～87年 文化庁芸術家在外研修員として
マリオ・ボッタ事務所在籍
1994年～ 八木佐千子とスタジオナスカ
(現NASCA) 共同設立
1994年～ 早稲田大学理工学部助教授
1997年～ 早稲田大学教授
2014年～ 第6回建築人賞より審査委員長就任

■「第7回建築人賞」第一次審査会開催について

日時：平成27年2月21日（土）
13時30分～17時30分（開場13時00分）
会場：いちょうホール
大阪市中央区本町4-1-13 御堂ビル1階
定員：100名（当日先着順申込不要、入場無料）

■「第7回建築人賞」実施概要について

主催：公益社団法人大阪府建築士会
審査委員長：古谷誠章（建築家・早稲田大学教授）
審査対象作品：『建築人』2014年1月号から12月号まで
Gallery に掲載された建築作品

※建築種別、建築地を問わない。但し、竣工検査済証を受けたもの

審査方法（2段階審査・予定）：

第一次審査 公開プレゼンテーションにより選定
第二次審査 現地確認により選定

表彰（設計者に対して）：

建築人賞（賞状と記念盾）、建築人奨励賞（賞状）

※建築主・施工者には感謝状授与

受賞発表：『建築人』2015年7月号誌面（予定）

■ 問い合わせ

公益社団法人大阪府建築士会「建築人賞」係
TEL 06-6947-1961 FAX 06-6943-7103



建築人賞 記念盾 「未来へ！」
グラスアーティスト 三浦啓子作

大阪環状線の森ノ宮駅がシックになったと思いませんか？黒く塗られたレール鉄骨や足元のビン構造の納まりなど、見過ごされがちであったディテールが甦りました。それに呼応する落ち着いた、かつ視認性の良いサインデザイン。50年前の駅舎は重要な都市遺産であるとの認識を新たにしました。JR 西日本の杉山 滝三さんに大阪環状線改造プロジェクトについてご紹介いただきました。

大阪環状線改造プロジェクト～森ノ宮駅改良

杉山 滝三

(西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 施設課 建築計画)

平成 21 年入社後、北陸本線金沢駅のサイン改良を計画・整備するなど金沢建築区にて北陸エリアの駅改良計画・保守業務を担当。平成 24 年からは近畿統括本部施設課にて、大阪環状線改造プロジェクトなど近畿エリアの駅改良計画を担当。



図5



図4

(イメージ)

一・大阪環状線改造プロジェクトとは
大阪環状線は大阪市の中心部を環状運転している路線であり、全一九駅のうち一三駅が他の鉄道路線と結節し、大阪の都市交通ネットワークの要となっています。また、大阪城、コリアタウン、新世界など全一九駅それぞれ個性豊かな地域特性を有しています。さらに近年は、梅田地区や阿倍野地区等の相次ぐ大型商業施設の開業など、沿線を取り巻く環境も大きく変化してきているところです。

二・駅改良の共通コンセプト
大阪環状線は開業後五〇年が経過していることもあり各駅の老朽化が進行し「暗い・汚い・わかりにくい」という三大課題を抱えています。駅改良では、これら課題を払拭させ「明るい・きれい・わかりやすい」をテーマに改良を進めていくこととしました。さらに、大阪環状線を「行ってみたい」「乗ってみたい」線区にするために「駅の魅力向上」も同時に目指し、下記メニューを推進・展開していくこととしています。

一 大阪環状線ホームの鉄骨上家の美化塗装

大阪環状線は、古レールを用いた鉄骨上家など特徴的な形の鉄骨上家が多いことから、これを大阪環状線の一つのアイデンティティとして位置づけました。具体的には大阪環状線すべての鉄骨上家を黒色に塗装することで特徴的なフレーム形状を活かすデザインとします。あわせてホームの内壁も美装し、ホーム全体をモノトーン調のカラーで統一することで、出口案内や駅名表といった案内サインをより引き立たせるような「わかりやすい」ホームを目指します。(図1)



図1

二 総合案内板(大型駅名表)の導入
ホームには案内ポスターや広告など、様々な情報がまとりなく混在していたため「汚い・わかりにくい」印象を与える要因となりました。当改良では不要の看板・広告を撤去し、無秩序に分散した情報を整理すると同時に、乗換え案内や駅名表など案内サインに関する情報を一箇所にまとめて集約化することを目指します。(図1上)



図2

その他、ホーム照明のLED化なども行い大阪環状線全駅に展開していく予定です。

三・森ノ宮駅改良

大阪環状線プロジェクトの第一弾として先行着手している森ノ宮駅改良についてデザインコンセプトおよび具体的デザイン手法について紹介いたします。なお、森ノ宮駅改良では大阪市と進める産官学連携事業「大阪市専修学校・各種学校連携プロジェクト×大阪環状線コラボレー

三 大阪環状線オリジナルの案内サイン導入
大阪環状線は内回り・外回りがあり、目的の駅に向かうためにはどちらの列車に乗るべきなのかをすぐに判断することが難しい状況となっています。これら課題を解決すべく、大阪環状線を模したサークルに各駅名を記載した新たな案内サインを導入することで「わかりやすい」案内へ改善します。その際、各地域の特色を配した花柄や象徴となる建物等を案内サインに取り入れ、各駅で異なるデザインとしています。(図2右下)

ション事業」の中で大阪市優秀賞を受賞されたOCT大阪工業技術専門学校からデザインコンセプトのご提案をいただき具体化しています。

三ー 森ノ宮駅概要

森ノ宮駅は一日あたりの乗降約五万人の駅であり、大阪環状線、地下鉄中央線および長堀鶴見緑地線が接続しています。一階コンコースには店舗や改札が位置し、階段を通じて中二階およびホームへと接続する高架駅となっています。早朝夕方には通勤のお客様が多い駅ですが、大阪城公園の正面玄関に位置することから大阪城をご利用されるお客様も多く見られます。(図3)



図3

三ー二 計画概要

森ノ宮には聖徳太子が作ったと言われている森ノ宮神社があり、「森ノ宮」という地名の由来とされています。森ノ宮神社は別名「鵜(カササギ)森宮」と呼ばれ、鵜(カササギ)の住む森があったといわれ、勝利を祈る人々がよく訪れ

ています。今回の森ノ宮駅改良では、こうした地域特情を反映し「森ノカササギ」をテーマとすることとしました。

a. 外観

森ノ宮駅周辺は大阪城公園の玄関ということもあり、公園の木々や街路樹など緑が連続して形成されています。森ノ宮駅改良では外壁一部を緑化することで、街の緑を駅にも連続させ「森」を感じられるデザインとしました。また一階部分は周囲をブラウン色で構成することで、森の「幹」を演出するデザインとしました。なお緑化上部に位置するホーム壁については、ガラス壁にすることでホームからも大阪城公園や樹木を感じ取れるよう配慮しています。(図4)

b. コンコース

一階コンコース内部は木のぬくもりを感じられるよう、天井および壁を木目調の化粧パネルで構成しました。また広告看板やポスターが一〇〇種以上設置されていたため非常に煩雑で「汚い・わかりにくい」というイメージを与えていました。当改良では、新たにデジタルサイネージを導入し、広告看板やポスターを極力デジタルサイネージに組み込むことで掲示数を削減しシンプルな空間作りに配慮しています。さらに、コンコースの中央に位置する柱を「情報柱」として位置づけ、周辺地図や時刻表といった案内に関する情報をすべてこの柱に集約化することで、「わかりやすい」コンコースを目指しています。

中二階では、トイレが位置し改良工事を実施しています。トイレ入り口には大阪環状線改造プロジェクトのロゴであるサークルラインを取り入れた案内サインを導入しています。中二階の突き当たりには、内回りおよび外回りのどちらに乘

るべきかを一目で分かるよう環状線オリジナルの案内サインを設置しました。さらに階段壁面は、左右に「上り」「下り」を連想させる人型ピクトを導入し、左右どちらを歩くべきかを自然と認識できるような案内サインとしました。(図2)

c. ホーム

ホームは前述の通り、案内サインが目立つような空間作りに心がけ、総合案内板(大型駅名表)もあわせて導入しています。

また、従来活用していなかったホームの階段裏スペースを新たにコミュニケーションスペースとして位置づけ、くつろげる空間作りを行いました。森ノ宮のコンセプトである「森」を反映し、木目の床タイルや壁を採用しています。さらに木漏れ日をイメージし、壁面および天井に間接照明を埋め込む照明計画としました。(図5)

その他、森ノ宮駅外回りホームではホーム端部から大阪城公園を眺めることが可能となっています。森ノ宮駅をご利用されるお客さまがホームからも大阪城の景観を楽しめるよう今回新たに城見スペースを設けることとしました。

四・おわりに

森ノ宮駅以外にも、西九条駅や大阪城公園駅などその他の駅についても駅改良工事が現在進行中です。また大阪環状線全駅でトイレ改良を進めており、二〇一六年度末までにほぼすべての駅でトイレ改良が完了いたします。そのほか二〇一六年から新型車両を導入するなど、駅だけでなく大阪環状線全体で様々な施策を展開する予定となっています。生まれ変わる大阪環状線にご期待ください！

自治体職員の考える富田林市の都市形成

文 阪谷 俊哉

1. 自治体における建築

大阪府建築士会より今回のお話をいただき、富田林市におけるアツイところを書き始めようとしたが、そこに至るまでに自治体における『建築』という分野に対し、私自身がどう感じているのかを少しだけ触れたい。

行政における『建築』と言えば、多くの読者が公共建築を思い起こされるかもしれない。いわゆる『箱もの』である。『箱もの』と呼ばれる由来をここで掘り返すことは無用かと思うが、建築士会に関係する方々とは違う次元で一般的には『箱もの』という言葉にあまりよい印象がないのではないだろうか。

多くの地方公共団体は、人口減少という自治体存続の危機に直面しており、財政的な制約もある中で『箱もの』行政を続けてきた自治体にとっては、行財政改革という課題においても『箱もの』が例外なくその対象となってきた。

何故、そのような『箱もの』行政が自治体の施策の中心となってきたのか。そこには様々な理由があると思われるが、一つに自治体の主張を『箱もの』に頼ってきたところは否定できないのではないか。

これは『箱もの』つまり『建築』で自治体の存在意義や施策を主張しようと言うところが根本の間違いで、そのものをどう

捉えるかは受け手側、つまり住民がそこを判断する、という観点の意識が低かったところにあると私自身は感じている。

2. 行政主導から地域主体へ

私が富田林市役所に入庁した頃は、まだその『箱もの』行政の名残もあり公共建築に頼った自治体の主張が続く中、私もその過程に参画をしていた。自治体の『新しく物をつくる』という大きい流れはまだ主流であった。

そんな中、本市でも公共建築を取り組む手法に一つの変換期を迎えることとなる。本市には昭和三〇年代から四〇年代に建築された市営住宅が多数あり、それらの建替え時期が迫っていた。勿論、入居者が住まわれている状況での建替え事業であるので、これまでのような行政主導の『箱もの』施策では物事は想定どおり進まないことが容易に想像された。

入居者はもちろん地域の意向をどう施策に反映するか。その議論を深めることにより一つの方向性が見出されることになる。それは建替え事業を公共事業と言う捉え方ではなく、まずは地域住民主体の事業と言うことを地域と行政が共通の認識として持つことであった。

そこで本市は、地域住民や関係団体で構成される『まちづくり協議会』を設立

り、周辺基礎自治体を含めた南河内地域の現状を勘案すると広域的な視点で問題にあたっていく必要性もまた高まってきた。

4. 広域行政の発足

平成二〇年二月、大阪府知事に橋下氏が就任し、大阪府から市町村への地方分権が一気に進むことになる。従前からあった『大阪版地方分権推進制度』を『大阪維新プログラム』と位置付けし、よりその施策を前面に出すことにより府民の関心を高め、府内の市町村に特例市並みの権限を移譲することを柱とした内容であった。

本市においてもその準備に取りかかる事になるが、『建築』分野に関係する大きな事務としては都市計画法による開発許可事務がその一つであった。本市のような人口一〇万人程度の基礎自治体では特例市並みの権限を二気に受け入れることは容易では

し、市営住宅の建替えについて議論することになる。大きい舵取りと要所の判断は当然実施主体となる行政が担うのだが、それ以外のところはその協議会の判断を尊重するという手法をとった。そこに生まれたものは、住民と行政の折衝ではなく、住民自らがまちの形成を担えるという熱い思いであった。

その結果、この手法を初めて取り入れて建替えを実施した市営住宅は、協議会が主体となった思いが形になることになり、地域としての達成感が高いものであったと感じることになる。しかし、その一方で協議会と行政の考える方向性が異なる動きをもたらすこともあり、お互いの方向性に調整が必要となる機会もしばしば発生した。主体性を協議会に委ねる一方、行政の方向性をどの程度反映させるか、どのタイミングで組み入れるかなど、今回改めて課題として認識することができたのも、この建替え事業のもたらした結果であった。

3. まちの再生へ

近年の社会経済情勢の変化を受け、自治体の建築行政も転換期を過ぎる中、公共建築は維持管理の時代を迎える。

国も公共施設の老朽化が大きな課題であることの認識から、長期的な視点にたって更新・統廃合・長寿命化などを戦略的

ない。本市における行財政改革が推進されている中、特例市並みの権限を受けることはその実現に反する二面も見えてくる。そこで、先にも述べた広域的な視点に立ち、権限移譲への対応は本市の周辺自治体と問題点を共有することから始めることになる。

平成二三年地方自治法が改正され行政機関等の共同設置ができることとなり、これにより開発許可事務をどのように執行できるのかを周辺五市町村（河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村）との専門部会を設置し検討を進めた結果、平成二四年一月本市が幹事市となり六市町村により地方自治法に基づき開発許可事務を執行する内部組織を共同設置するという手法を取り入れた。

究極の行財政改革の選択に市町村合併があることに異論ないのだが、その次に取りえる施策としては広域連携であることもまた異論ないはずである。昨今、広域連携が他の地方公共団体でも多く見られるようになってきている。その草分け的存在として『建築』に関係する分野で本市がその手法を取り入れることができたこともまた自負してもよいと感じている。しかしながら、その手法を今後どう展開していくかは権限を受けた市町村のこれからの大きな課題であることも忘れてはならない。

5. 終わりに

行政の仕事は、どの分野であっても『住民の生命、健康及び財産を守る』いわゆる危機管理の役割であると思っている。建築行政や開発指導行政も例外ではなく、人が暮らす空間を形成するに当たって、どのような公共施設の整備を図り建築物を築

に推進するため「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公共団体にも同様の取り組みを行うよう助言がくる。本市に限らず基礎自治体の多くがこれらを大きな問題として認識しており、つまりそれは自治体の技術職員に課せられた課題でもあり、また同時に大きな役割でもあると考える。

国からの助言を受け本市でも「公共施設等総合管理計画策定委員会」を設立し、公共建築についても部会を設置し、公共建築の長寿命化について検討に入っている。公共建築についても『新しく造る』から『賢く使う』時代が到来している。

一方、都市の衰退とともに表面化してきた問題もある。それは、近年よく耳にするニュータウン問題である。

わが国では、昭和三〇年代後半からの高度経済成長期に大都市圏への大量人口流入に対応するため、都市部周辺に大規模なニュータウンと呼ばれる住宅地を開発してきた。しかしながら、約半世紀が経過した現在、多くのニュータウンは、若い世代の人口流出に伴う高齢化、少子化による学校の統廃合、インフラや集合住宅等の各種施設の老朽化などが急速に訪れる、いわゆるニュータウン問題が深刻化してくることになる。

本市域にも、当時の日本住宅公団（現在…独立行政法人都市再生機構）が昭和四〇年から昭和六三年にかけて開発した金剛

造するか。それは切っても切れない関係であり、我々自治体技術職員にとっても一番重要な観点でもあると思う。

国というレベルで人口減少問題に直面し、基礎自治体である我々にとってもそれは自治体存続の危機でもある。そのような状況の中、行政の思いだけで都市形成ができる時代は終わったと感じている。民の力の活用とそれを引き出す機会を創造することで都市形成は出来上がっていく時代がもう到来していると日々感じている。都市は常に代謝を繰り返しており、私個人としても行政職員として、また、一建築士として建築営繕行政や開発指導行政に携わり、その過程に参画させていただいてきた。

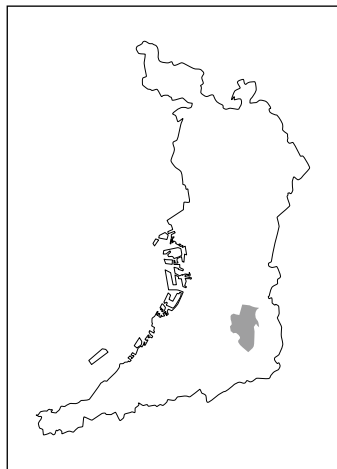
都市が形成されていく機会に関与できる我々建築士の役割は今後必ず増えていくと感じているし、魅力ある都市形成にその役割は必要不可欠である。それが基礎自治体の将来を左右する一つのきっかけになると私は信じている。



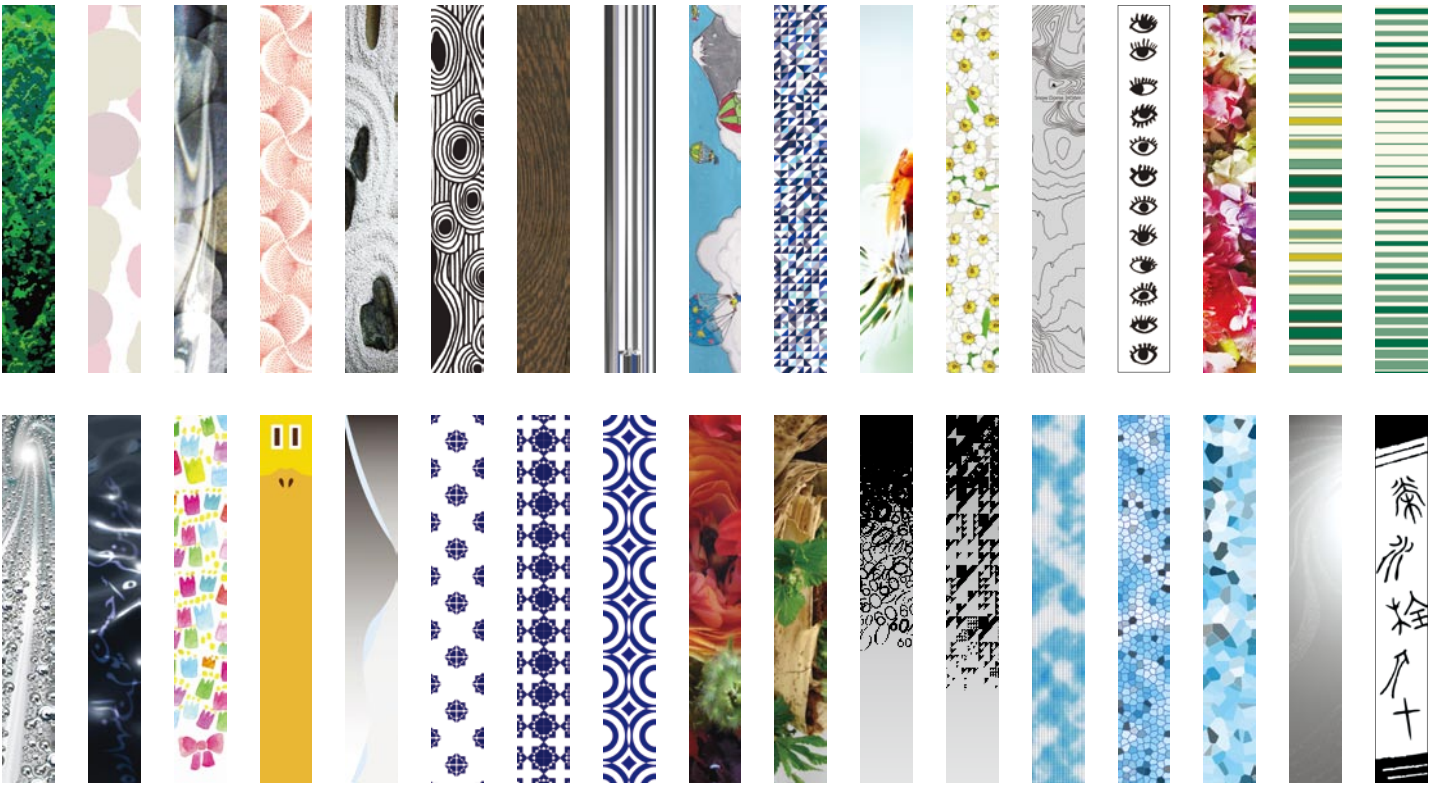
市営住宅



金剛ニュータウン



阪谷 俊哉 南河内広域事務室内
富田林市まちづくり政策部広域まちづくり課 主幹
一九七二年 河内長野市生まれ。
一九九六年 関西大学工学部建築学科卒、富田林市へ入庁。
建築営繕行政、住宅行政、開発指導行政に携わる。
二〇一二年 南河内広域事務室に派遣。現在に至る。



60th with 60 Design

www.san-ei-web.co.jp/library/60design

デザイナー、アーティストなど、多彩なクリエイターがデザインした水栓レバーハンドルが 60 種類。
個性溢れるデザインの中からお気に入りを見つけて、あなただけの空間をコーディネートしてください。



理事会報告

文責 本会事務局
日時 一月二十日(水)十六時〜十七時三十分
場所 本会会議室
出席 理事三四名、監事一名

(1)収支状況・決算見込みについて
十二月末日の当期経常差引額は、収入三三、二〇六、九〇円、支出一〇、九二、〇〇四円、差引三〇、二九五、一八六円を報告して承認された。二十六年年度収支決算の見込みは、約四六〇万円の黒字収支差引で推移していることを報告して承認された。要因には「建築人のDM広告やギャラリー掲載点数の増加、建築物耐震評価業務の件数増加が挙げられる。」

(2)建築コンクール基金運用規程について
伝統と実績のある建築賞を安定的に実施することを目的として標記基金を設置することとし、運用規程を承認した。

(3)ヘリテージマネージャー協議会規約について
歴史文化遺産を発掘し、その保全と活用に携わるヘリテージマネージャー協議会を本会に置き、ヘリテージ部会が所管して活動する規約を承認した。

(4)将来ビジョン検討委員会の設置について
会員減少対策、財政健全化、諸活動の活性化、行政との連携などの懸案事項に対応する中長期的なビジョンを策定することを目的として六月末までの時限的な設置とするもの。設置を承認して、会長指名による委員構成とし、策定方針等が完成次第に理事事に報告することとした。

(5)一月十四日の被災建築物応急危険度判定士連絡訓練は、本会の判定士数七六五名のうち、六九二名に行き届き、地域リーダーによる携帯電話連絡では四二七名のうち三〇四名に参加回答を確認できたことを報告した。

建築相談

建築士の見たトラブル事例 (二十五)
長屋の減築時の留意点
編・構成 橋本頼幸

今月は、相談員の中嶋康夫様に話題提供をしていただきました。

分譲(区分所有形態)長屋の法的位置付け
「建物の区分所有等に関する法律(略称…区分所有法)」は民法の特別法として昭和三十七年に制定されました。さらに、「マンション管理の適正化に関する法律(略称…マンション管理適正化法)」の制定(平成二年)により、分譲長屋もマンションの定義に該当します。

それ故、当長屋も区分所有法やマンション管理適正化法の適用を受けることになります。規定がない事項は民法の規定に従います。しかし、行政や建築士を含む専門家及び分譲長屋の所有者などには「分譲長屋Ⅱマンションが当該法規の適用を受けている建築物である」との認識がないことがほとんどです。

減築規定

建築基準法や区分所有法及びマンションの建替えに關する法律(略称…マンション建替え円滑化法)には、減築に関する規定がありません。分譲長屋を減築する場合は、区分所有法第七条(共用部分の変更)の規定の趣旨になじまない可能性があります。そこで、民法第二百五一条の「共有物の変更」に該当するとして「共有者全員の同意」を取得することが肝要です。全員の合意を得た上で、建築基準法や条例等での減築時の法的規定に則って当該建築物を減築することになります。トラブルになっている減築事例の多くが、「全員の同意がないと減築できない」と旨の法的保護があることを知らなかった為に、同意をせざるを得ない(反対できないとの心理)状況下で、「解体同意は減築同意と同等」と後付釈明をされているケースもあるようです。

長屋減築時に際して
この様な問題は、今後ますます増えると考えられます。「分譲長屋」の所有者に対しても、管理組合運営の適正化、即ち、区分所有法、マンション適正化法及び簡易な管理規約の作成の必要性等々の浸透策を行政や建築士等の専門家が先頭に立って推進することが必要でしょう。

また大阪府建築物除却届は〇㎡を超える「棟単位」の解体規定で本来「長屋の一部減築」の規定はなく法整備が急務です。同時に、①増築時と同様に減築時にも残存建築物の耐震性の確保、②残存建物への不具合等への対応、③区分所有法等の「関連法との整合性」への助言等、が図られる必要があるでしょう。「転ばぬ先の杖」として、東京地裁判決(平二五八二三)のような事態(共有者の同意なしに減築をして、跡地に建てられた戸建て住宅の撤去命令が出された判決)を事前に回避する為にも、注意が必要です。

長屋を考える

特に関西では長屋の取り壊しにまつわる相談やトラブルは絶えません。現行法には「長屋」を定義している条項はありません。長屋にマンション関連法をそのまま適用することについては、議論が分かると考えます。敷地を持ち分割合に依じて共有しているマンションに対して、長屋では住戸の敷地の所有権を持つ分有になっているケースがほとんどです。隣接する壁と柱基礎のみを共有しているのも長屋の特徴です。長屋の一部取り壊しは、関係者の承諾や手続き上の決議とは別の問題もあります。解体後に建築基準法の構造や集団規定に抵触することから、解体不可になる場合です。法的問題の整理も不可欠です。

大阪ホンマもん解説

写真 田籠哲也 文 牧野隆義

大阪駅前南側エリアに生き抜く「大阪マルビル」。名前のとおり円形ビルで、低層部を覆う緑のツタが、建物の形と相まって人々の目を引く。建物は西梅田の地主であった吉本晴彦氏が、戦後ブラックなどが不法占拠していたものを解決させて、フジタ工業(現フジタ)の設計・施工が進められた。竣工は昭和五年(一九七六年)。建物はホテルと下層部に商業テナントという構成で、当初は話題性のあるテナントも入居し大いに賑わっていたが、バブルも弾け債務超過に陥りその後、産業再生機構による支援を受け、大和ハウスの子会社となった。

現在は、安藤忠雄氏の呼びかけで大和ハウスグループ等が緑化プロジェクト「都市の大樹」が始まり、下層には緑のツタが壁面を覆っている。当初はビルの屋上に沿った形の電光掲示板が設置され、様々な情報を発信する役割を担っていたが、大部分は撤去され大幅に縮小された。これからは、環境発信のランドマークと位置づけて、いつまでも円形ビルが愛され続けて頂きたい。

建築人 2015

監修 公益社団法人大阪府建築士会
建築情報委員会

編集 建築情報委員会『建築人』編集部

編集人代表	米井 寛	飯田英二
編集人	荒木公樹	黒川祐樹
	河合哲夫	中江 哲
	筑波幸一郎	牧野隆義
	橋本頼幸	母倉政美
事務局	山本茂樹	
印刷	中和印刷紙器株式会社	



深谷山荘 マニエラ建築設計事務所 大江一夫

深谷山荘は阪急夙川駅から15分ほどのところに位置している。阪急夙川駅周辺は苦楽園や芦屋と共に、六甲の自然と共生する緑豊かな住環境を形成している。敷地は住宅街の中、小高い山の中腹に位置する。道路から10Mほど敷地が高く、夙川の風景が一望できる。この眺望を最大限取り入れ、周囲の自然の中に入ることが感じられる空間を目指した。

コンクリートの壁が中へと導くように建物を貫通して設けられている。コンクリート壁の廻りはガラスで玄関から内部を超えて裏の自然と一体化することを意図する。空中を登るように階段周りもガラスで外部との境を形成する。1階にプライバシーを確保するため、寝室や子供室などの個室と洗面浴室を配置。眺望を獲得する2階は大きなワンルームとすることで内部も広がりを持たせている。崖地条例により、道路から30°のところまで基礎が必要とされ、大きなコンクリートの塊が斜面に建つ建物をしっかりと支えている。玄関からの視線の抜けと2階の眺望を獲得するためにあまり目立たないが、内の広がりから、デッキを介して外の六甲や夙川の風景を含め、壮大な広がりを感じることができる。2階のワンルームから眺望を妨げないよう、出隅角はすべてガラスとし、柱をなくしている。120°360の梁を抱き合わせ・合成梁を多様し、構造的にはかなりアクロバットな形状となった。

外壁の杉板が周辺の自然と溶け込み、中に入ると緑と景色に包まれるような空間を実現した住宅である。

撮影：下村康典 第6回建築人奨励賞受賞作品

■プロフィール

1948年 神戸市生まれ
1980年 マニエラ建築設計事務所 設立
1996年 大阪建築コンクール 大阪府知事賞
2005年 日本建築家協会優秀建築選
(2005・2006・2008・2009・2010)
2009年 第1回JIA中国建築家大賞 優秀賞
2011年 サステナブル住宅賞 優秀賞
2012年 日本建築学会作品選奨 2012
他多数

■建物データ

設 計：マニエラ建築設計事務所
施 工：笠谷工務店
構造設計：木構造建築研究所 田原
所 在 地：兵庫県西宮市
用 途：専用住居
竣 工：2012年12月
構造規模：木造2階建
敷地面積：547.38㎡
建築面積：84.38㎡
延床面積：129.19㎡

